

耕作が可能となる農地で
す。農業委員会では、新
たに発見された耕作放棄
地の所有者に、指導を行
っています。

この耕作放棄地の改修
に当たって、国の補助制
度があり、昨年度は、約
1.8ヘクタールの整備が行
われました。また、地域
の方々による草刈等の
保全管理を含めると、合
計で34ヘクタールの耕作
放棄地の解消が図られま
した。

Q 他市の市や町で新規
農業者の誘致活動を行
っているところがある
が、誘致活動をしながら、
遊休農地を活用できれば
と思う。市ではどう考え
ているのか。

A 経済環境部長 耕作
放棄の原因の1つにな
っているのが、農業者
の高齢化あるいは後継者
不足だと思います。新規
就農者の確保が非常に重



要であり、市として、様
々な形で取り組んできて
います。平成23年度、国
の第3次補正で、集落や
地域が抱える人と農地の
問題を解決するために、
未来の設計図となる、人
・農地プランを策定した地
域に対し、新規就農者へ
の支援、農地の集積への
支援を行う制度を創設し
ました。ただし、山武市
の場合は、昨年の津波に
よる被害を受けた市とし
て、経営再開マスタープ
ランの策定による支援と
なっています。主な支援
策は、農地の集積に対す
る支援として、離農等を
しようとする人が所有す
る農地を、農地利用集積
円滑化団体や、農地保有
合理化法人に白紙委任し
た場合、10アール当たり
3万円が支給されます。
新規就農者の支援とし
て、経営が不安定な就農
直後の5年間、年額15
0万円が交付されます。
この制度を活用するため
の財源は、ほとんど国か
ら県を通じて補助される
ことになっています。

Q 23年度、新規就農
者は何人あったか。

A 経済環境部長 新規
就農者の利用制度を
利用した人は、平成20年
が7人、平成21年が6人、
平成22年が6人、平成23
年は6人でした。

新政会 関連質問



大塚 重忠 議員

● 農業問題について

Q 遊休農地問題を解
決するために、今、進
められている北総中央用
水事業により、将来に備
えて水の準備をしておく
ことが、一番いいのでは
ないかと思うがどうか。

A 市長 地域の皆様方
と一緒にあって、北
総中央用水事業が完結で
きるように頑張っていき
たいと考えています。

Q 北総中央用水事業
は、何年後に県事業
に移るのか。また、今後
の事業の進め方はどのよ

うになっているのか。

A 経済環境部長 国営
事業である北総中央
用水事業は、平成27年度
で終了し、県営の畑地帯
総合整備事業に移行さ
れます。今後の事業の進
め方について、農家の方
々のご意見をお伺いしな
がら、事業内容を協議し
ていくこととなります。

Q この事業を成功さ
せるために、山武町
時代に受益者負担の20
％は行政で負担する話であ
ったが、現在はどうなっ
ているのか。

A 市長 県営畑地帯総
合整備事業の事業費
負担割合は、国が50％、
県が30％、地元負担が20
％ということになってい
ます。この地元負担につ
いて、地元行政と受益者
である農家が、一般的に
負担をするということに
なっています。

山武町時代の、地元負
担20％をすべて行政が負
担することについて、正
式には引き継ぎがされて
いません。これからの将
来の市の農地の活用、ま

た、基盤の整備をしっか
りとすることは、大変重
要な事業だと思えますの
で、できるだけそのよう
に努力をしてみたいです
が、4町村の合併による
山武市として、再度検討
をしなければならぬ事
柄と考えています。

Q 不耕作地や遊休農
地を法人などに有効的
に使うためにはどうか。

A 経済環境部長 これ
からは、農業後継者
の方がそのまま農業を継
いでいくということだけ
ではなく、農業に参入し
ていきたい人たちを、で
きるだけ幅広く受け入れ
る中で、市としても積極
的に農業生産法人等の参
入について支援していき
たいと考えています。

個人質問



藤 眞 議員

Q いじめの背景には、
子どもたちをめぐる
多岐にわたる問題点が複
雑に絡み合っている。市
では、今年だけでも既に
59件のいじめが認知され
ている。何がいじめ問題
の克服を困難にしている
のか。

A 教育長 貧困や成果
主義、子どもたちも
教員も多忙であるなどみ
んな大きな要因であるこ
とは間違いないうとらえ
ております。一言で言え
ば、社会の縮図との思い
があります。

A 市長 いじめ問題を
社会的な問題として、
広くとらえることが大事
だと思えます。いじめと
いう1つの言葉の中に、
大変重大な問題に発展す
るいじめと、人間社会あ
るいは動物本来の本能か
ら出てくる、さまざま
いさかいといった類いの
ものは、成長に従って、
克服をしていかなければ
社会生活そのものが送れ
ないであろうというもの
に關しても、いじめの定
義の中に入っているので、

● いじめ問題の現状と対
応は